

●香川県監査委員公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年12月2日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 病院局
2 監査対象年度 平成27年度
3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 売店、食堂等の賃貸料について、徴収額に誤りがあった。また、契約で定める時期に賃貸料を徴収していなかった。（中央病院）</p> <p>(イ) 院内売店に係る納付金の調定伺において、納入通知書の発行年月日及び納期限の記載がなかった。（白鳥病院）</p> <p>(ウ) 診療費自己負担に係る未収金について、催告状の発行が遅延していた。（白鳥病院）</p> <p>イ 手当について</p> <p>(ア) 高速道路利用に係る通勤手当について、通勤以外の利用に誤って支給していた。（中央病院）</p> <p>(イ) 嘱託職員（医師）の超過勤務手当について、支給割合を誤って過少に支給しているものがあった。（中央病院）</p> <p>(ウ) 嘱託職員報酬加算について、支給対象日数を誤り、過大に支給しているものがあった。（中央病院）</p> <p>(エ) 嘱託職員（医師）が研修先の病院で宿直した際に支給される宿</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 賃借料については、速やかに業者から徴収した。今後は、業者から提出される売上報告書の金額確認を徹底するとともに、契約書に定める徴収時期を遵守する。</p> <p>(イ) 今後は、納入通知書の発行年月日及び納期限の記載を確実にを行い、記載漏れがないか複数人で確認する。</p> <p>(ウ) 今後は、未収金発生から2箇月経過後、速やかに催告状を送付し、遅延がないか複数人で確認する。</p> <p>イ 手当について</p> <p>(ア) 通勤手当を再計算し、平成28年7月に返納させた。今後は、手当申請時に十分確認を行う。</p> <p>(イ) 超過勤務手当を再計算し、平成28年7月に追給した。今後は、手当計算時に十分確認を行う。</p> <p>(ウ) 報酬加算額について再計算し、平成28年7月に返納させた。今後は、手当計算時に十分確認を行う。</p> <p>(エ) 今後は、研修先の病院から実績報告を受け次第、速やかに支給</p>

	<p>日直手当について、年度末にまとめて支給していた。(中央病院)</p> <p>ウ 契約について 電気室変圧器更新工事の施行並びに同工事の検査命令及び竣工検査報告について、病院長の決裁を受けていなかった。また、工事監督員である職員が工事検査員を兼ねていた。(丸亀病院)</p> <p>エ 財産について (ア) 耐用年数を経過した器械及び備品で帳簿価格が50万円未満のもの処分について、病院長の決裁を受けずに処分をしているものがあった。(中央病院) (イ) 駐車場回数券受払簿について、繰越処理がされておらず、物品出納命令者及び企業出納員の押印もなかった。また、レターパック類受払簿について、繰越処理がされていなかった。(中央病院)</p> <p>オ その他 嘱託職員及び臨時職員の出勤簿について、押印漏れや押印誤りが散見された。また、出張日の表示ができていないものがあった。(中央病院)</p>	<p>する。</p> <p>ウ 契約について 直ちに病院長の決裁を受けた。今後は、工事監督員と工事検査員については、別の職員とすることとした。</p> <p>エ 財産について (ア) 直ちに病院長の決裁を受けた。今後は、複数職員によるチェックを行う。 (イ) 押印及び繰越処理を行った。今後は、受払の際の記帳及び確認を徹底するとともに、適正に繰越処理を行う。</p> <p>オ その他 今後は、押印漏れや押印誤りのないよう、職員に改めて周知する。出張についても、漏れなく表示するようになる。</p>
--	--	---